

## 一建管内都道の街路樹診断結果のお知らせ

東京都は、道路利用者の安全確保の観点から、街路樹診断を行って街路樹の健全性確保に取り組んでいます。

### 街路樹診断結果

- 令和7年度、街路樹診断の対象となった樹木の判定結果を下表に示します。
- なお、判定及び処置方法については「街路樹診断等マニュアル」に基づいています。

判定	処置方法	本数
健全か健全に近い (A)	5~10 年後に再診断	541
注意すべき被害 (B1)	5~10 年後に再診断	669
著しい被害 (B2)	1~3 年後に再診断	417
不健全 (C)	更新 (※)	91
調査対象本数計		1718

※更新とは、撤去・植替えを行うこと言う。

### 街路樹診断による不健全木

- 不健全 (C) の路線別内訳を下表に示します。

区	路線	本数
千代田	主 302 新宿両国線 (靖国通り)	18 (0)
	特 402 錦町有楽町線	32 (31)
	特 403 大手町湯島線 (日比谷通り)	10 (9)
中央	特 473 新富晴海線	1 (0)
	特 474 浜町北砂線	6 (4)
港	特 412 霞ヶ関渋谷線 (六本木通り)	3 (3)
	特 415 高輪麻布線	11 (6)
	特 418 北品川四谷線 (外苑西通り)	10 (4)
合計		91 (57)

※ ( ) 内は建築限界

### フォローアップ診断結果

- 過年度 B 2 判定等の樹木を対象に再診断した判定結果を下表に示します。
- なお、判定及び処置方法については「街路樹診断等マニュアル」に基づいています。

判定	処置方法	本数
健全か健全に近い (A)	5~10 年後に再診断	29
注意すべき被害 (B1)	5~10 年後に再診断	160
著しい被害 (B2)	1~3 年後に再診断	747
不健全 (C)	更新 (※)	32
調査対象本数計		968

※更新とは、撤去・植替えを行うこと言う。

### フォローアップ診断による不健全木

- 不健全 (C) の路線別内訳を下表に示します。

区	路線	本数
千代田	特 401 麹町竹平線 (内堀通り) 外	17
中央	主 10 東京浦安線 (永代通り) 外	6
港	主 316 日本橋芝浦大森線 (海岸通り) 外	9
合計		32

### 不健全 (C) の更新

不健全 (C) の更新については、対象樹木への掲示にてお知らせします。なお、植替え等の更新については、広報板 (工事のお知らせ) 等で周知のうえ行います。

(問合せ先) 東京都第一建設事務所補修課街路樹担当 TEL 03-3542-3728